

## 追悼 故 林司宣早稲田大学名誉教授を偲んで



島田 征夫  
(早稲田大学名誉教授)

林司宣教授が本年4月に亡くなられました。国際法の有力な研究者を失ったことは、斯界にとって大きな損失であり、誠に残念なことであります。私は、早稲田大学において、林教授の後輩の立場にあります。大変お世話になった恩返しとして、一言、お悔やみを申し述べ、頂戴した学恩に少しでも報いることができればとペンをとった次第であります。

林司宣教授の活躍は2つの面で光彩を放っていると思います。1つは海外、特に国連の場であり、他は、早稲田大学を含めた国際法学会の場であります。

まず、林司宣教授の経歴から始めたいと思います。林司宣教授は、1938年1月2日に三重県鈴鹿市にお生まれになりました。1957年に早稲田大学に入学し、引き続き、同大学大学院の修士・博士課程に進学しました。博士課程在学中の1964年にフルブライト留学生として、米国 Tulane University School of Law に留学し、翌年、University of Pennsylvania の修士課程（国際関係論）に進学されました。

1967年に帰国後、国立国会図書館調査立法考査局外務課に勤務するかたわら、法政大学教養学部専任講師を勤められました。1971年に再び渡米、Woodrow Wilson International Center for Scholars のフェローとなり、同時に国連本部法務局法務官、その後、法務局の海洋問題・海洋法部次長、そして部長に就任されました。その後海洋法部で勤務されましたが、折しも第3次国連海洋法会議が開催され、林教授は、同会議の各委員会の審議に積極的に参加され、困難な交渉を経て、包括的な国連海洋法条約の締結に大いに尽力されました。

1999年より早稲田大学法学部に教授として就任、2008年に海洋政策研究財団特別研究員に就任、早稲田大学より博士号が授与されました。法学部では、国連での御経験をふまえての親切丁寧な御指導、特に国際公務員や外交官志望の学生には具体的なアドバイスをされるなど、優れた教育者の一面を如何なく発揮され活躍されました。

私は、1972年に早稲田大学大学院に進学しましたが、修士課程2年生のときに、国際法担当の宮崎繁樹教授より国連で働いてみないかとの誘いを受けましたが、国連で勤務されていた林教授には大いに興味を持ったものです。また、関東の若手研究者の集まりである国際法政研究会に参加したところ、第3次国連海洋法会議の交渉草案を中心に、海洋法問題を共同研究しました。先輩の林司宣教授が国連に勤務され、交渉草案などにも携わられておられたことを知ったのもその頃です。

林教授は、国連本部法務局法典化部に勤務されておられましたが、その頃開催中の国連海洋法会議の各委員会に、事務局側の一員として出席されておられたところ、私もたまたまこの会議に出席する機会を与えられて、とうとう憧れの林教授にニューヨークの国連本部でお目にかかる幸運を得た喜びを昨日のように覚えております。

つぎに、林教授のもう1つの場である学問、つまり国際法、特に海洋法についてです。同教授が本格的に海洋法の研究を始められたのは、上記 Woodrow Wilson International Center for Scholars にフェローとして招かれて以来とお聞きしております。以後50年余、林教授は、海洋法の泰斗として立派な業績を残してこられました。詳細は、林司宣先生古稀記念論文集、私が編集した林教授の古稀論文集『国際法の新展開と課題』信山社、2009年刊の巻末「林司宣教授・略記・業績一覧」に掲げられています。さわめて立派な業績で、他の追隨を許さぬほど孤高を極めたものと評価できると思います。

本稿では、中でも林教授が博士学位を授与された御著書『現代海洋法の生成と課題』信山社、2008年刊、所収の各論文を紹介させていただくことで、林教授の学問的「人と成り」を紹介させていただくことといたします。以下、御参照ください。

林司宣教授博士論文概要書『現代海洋法の生成と課題』信山社、2008年刊、第1部では、国連海洋条約および2つの実施協定の形成過程が論じられるが、以下、章毎に解説する。

第1章「国連海洋法条約立法準備過程の特徴」では、1968年に発足した海底平和利用アドホク委員会の活動に始まり、1974年に始まる第3次国連海洋法会議に向けての準備段階が考察される。国連の効率的な立法作業に必要なのは、委員会の広範な利用と総会における条約立法作業に関するより定着した制度の確立であると主張される。

第2章「排他的経済水域概念の生成」では、国連海洋法条約の要の1つである排他的経済水域の概念がいかなる由来で発展してきたかが考察される。この概念の着想は、パルマとカレーニョに帰せられるが、海底平和利用委員会と第3次国連海洋法会議で実質審議が行なわれ、各国の立場が表明されたが、1970年のモンテヴィデオ宣言と1972年のサント・ドミンゴ宣言で、強固なものとなっていった。我国との関係では、カラカス会議で、エクセプト・ワンの不名誉な呼称を賜ったことがよく知られている。

第3章「深海底管理のための国際機構構想の生成」では、バルド大使の演説が嚆矢と言われる全く新しいこのアイデアが考察される。国連海洋法会議での本格的交渉が始まる前に、論争は国際的管理形式の模索期(1967-68年)、国際機構に関する予備的討論(69-70年)、国際機構案の具体的試みと審議(71-72年)の3段階に分けて行われる。そして国連海洋法会議前夜に機構の樹立と概要についてコンセンサスが固まり、具体化の準備が出来ていたと評価される。

第4章「国連海洋法条約第XI部に関する事務総長協議と実施協定」では、深海底制度の見直しが1990年から事務総長主宰の非公式協議の形で始まり、国連海洋法条約第XI部に代わる実施協定が1994年に採択される過程が考察される。本章では、この協議が開かれるに至った事情と背景を探り、協議の内容が詳細に整理・分析される。たとえば、事業主体たるエンタープライズ、意思決定方式、条約の再検討会議、技術移転、生産制限などについて議論された。

第5章「国連公海漁業実施協定の生成と国連海洋法会議」では、1990

年以降に急速化した世界の漁業資源、特にストラドリング魚類とマグロなどの高度回遊性漁類の資源状況と国際的保存管理の試みが考察される。排他的経済水域から締め出された漁業船団による公海の好漁場への集中と乱獲、さらに高級資源であるマグロの乱獲などにより、公海漁業を規制する国連海洋法条約の規定の不完全さが示され、それらを補う目的で1995年に採択された新協定(国連公海漁業実施協定)が考察される。

第2部は、現代の海洋法の課題について論ぜられる。

第6章「港における外国商船に対する刑事管轄権」では、国連海洋法条約がほとんど規定していない内水の問題が取り上げられる。2002年に起こった、日本法人所有のパナマ船籍のタンカー・タジマ丸が台湾沖の公海を航行中に日本人船員が行方不明になった事件では、港における外国商船内の犯罪に対する管轄権問題が考察される。伝統的にフランス制度とイギリス制度が対立し、その相違が指摘されてきたが、第2次大戦後の実行においては両者の区別はないと結論される。

第7章「島についての国際法制度」では、国連海洋法条約上の島の地位について考察される。第121条が島の法的地位について第1項で「自然に形成された陸地」で高潮時に水面上にあるものと定義し、第3項では人間の居住または独自の経済生活を維持できない岩は排他的経済水域や大陸棚を有しないとしか定められていないため生ずる問題を考察する。たとえば、岩の意味、人間の居住の意味、経済生活の意味、などである。そして最後に、我が国の無人島である沖の鳥島を例に挙げ、我が国が取るべき措置を若干提言する。

第8章「他国の排他的経済水域における軍事行動」では、国連海洋法条約が創設した排他的経済水域の規定においては明記されておらず、学説や各国の立場で争いがある排他的経済水域内での軍事行動について論じられる。具体的には、2001年の米スパイ機の海南島不時着事件等の再発可能性は否定できないため、当面の策として、米露等が締結した公海及び公海上空における事故予防のための協定などの2国間の信頼醸成措置が望ましいとされる。

第9章「公海上の船舶に対する旗国以外の国による取り締り一國連公海漁業実施協定による新展開」では、公海上の旗国主義の例外たる旗

国以外の船舶による漁業の取締権が考察される。公海漁業実施協定の交渉において、この問題は最も争われたものの1つとされる。採択された協定は、公海において他国の漁船に乗船し、これを検査することを船舶の旗国以外の国にも認めかつ手続を定めた初めてのグローバルな協定と評価できる。

第10章「地域的漁業機関による資源管理と公海の自由原則—違法・無報告・無規制」(IUU)漁業取締りの限界」では、違法漁業・無報告ないし虚偽の報告を行う漁業または地域的協定等の規制を受けない非締約国船による所謂IUU漁業の問題が論じられ、その取り締り措置と、公海自由原則に基づく限界が示唆される。

第11章「深海底開発に関する先行投資制度と先行投資者の登録」では、深海底の探査と開発のために先行投資した者の法的問題が考察される。第3次国連海洋法会議が採択した先行投資活動に関する決議IIの実施において、準備委員会が直面した先行投資者の登録決定に至るまでの問題点と、その解決のための複雑な折衝について考察される。深海底の多金属団塊の探査・開発活動に早期に一定額の投資をする先行投資者については、準備委員会はこれらから鉱区設定申請を受け、所定の基準で審査を行い、鉱区の割り当てとともに排他的に探査活動を認めるため登録をする権限を与えられた。

第12章「海上テロ活動と大量破壊兵器拡散の国際的規制」では、海上における大規模なテロの防止と大型兵器の拡散を防止するための世界的な条約制定の動きが考察される。1985年に起きたアキレ・ラウロ号事件、つまり客船のシージャック事件を切掛けに、IMOが1988年に対する採択した「海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約(SUA条約)」、さらに2005年に採択された改正議定書に関し、犯罪や船舶の定義、犯罪に対する裁判権、犯人・容疑者の引き渡しなどについて論じられる。また、9.11テロ事件の勃発により、IMOは、米国を中心にSUA条約の改正に乗り出し、大量破壊兵器や船舶を含めることに成功した。

第13章「ミナミマグ事件と国際海洋法裁判所の暫定措置」では、ミナミマグロの保存問題が考察される。特に日豪ニュージーランド間の